

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 27 日

月 曜 日

号 外(9)

目 次

規 則

○富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第12号

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

富山県手数料条例施行規則（平成12年富山県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 41 の 3 の 項 の (1) の ア 中 「41 の 7 の 項 及 び 41 の 9 の 項」を「41 の 10 の 項 及 び 41 の 12 の 項」に改め、同項の(1)のアの(ア)中「新築住宅（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの（建設工事の完了の日から起算して 1 年を経過したものを除く。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する住宅（以下この項及び次項において「住宅」という。）の新築に関する計画」に改め、同項の(1)のアの(イ)中「既存住宅（新築住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る増築又は改築」を「住宅の増築又は改築に関する計画」に改め、同項の(1)のイ中「、41 の 7 の 項 及 び 41 の 8 の 項」を「から41の6の項まで、41の10の項及び41の11の項」に改め、同項の(1)のウの(ア)中「新築住宅」を「住宅の新築に関する計画」に改め、同項の(1)のウの(イ)中「既存住宅に係る増築又は改築」を「住宅の増築又は改築に関する計画」に改め、同表の41の4の項の(1)のアの(ア)中「新築住宅

又は既存住宅（新築時に認定を受けた住宅であって、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく計画の認定の取消しを受けていない住宅に限る。）（以下この項において「新築住宅等」という。）を「住宅の新築に関する計画」に改め、同項の(1)のアの(イ)中「(ア)以外のものに係る増築又は改築」を「住宅の増築又は改築に関する計画」に改め、同項の(1)のウの(ア)中「新築住宅等」を「住宅の新築に関する計画」に改め、同項の(1)のウの(イ)中「(ア)以外のものに係る増築又は改築」を「住宅の増築又は改築に関する計画」に改め、同表の41の5の項の(1)のA中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（41の7の項及び41の9の項において「登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（41の10の項及び41の12の項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、「適合証」という。）」の次に「又は設計住宅性能評価書の写し」を加え、同項の(1)のアの(イ)中「から41の9の項」を「、次項及び41の10の項から41の12の項」に改め、同項の(1)のアの(ウ)中「41の9の項」を「41の12の項」に、「9,000円」を「9,300円」に、「81,000円」を「80,000円」に、「128,000円」を「130,000円」に、「162,000円」を「160,000円」に、「203,000円」を「200,000円」に改め、同項中

「			ウ) 建築物の全部又は一部を住宅以外の用途に供する建築物の認定	非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	242,000円
				非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メ	386,000円

				一ト以内のもの	
				非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	549,000円
				非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	674,000円
				非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	794,000円
				非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	906,000円

を

			(ウ) 建築物の全部又は一部を住宅以外の用途に供する建築物の認定	非住宅部分が建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき	非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	87,000円
				基準（平成24年経済産業省国土交通省環境省告示第 119号）に定める基準に係るものであって、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省国土交通省令第 1 号）に規定するモデル建築物を用いて計算する方法（以下この項及び次項に	非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	150,000円
				非住宅部分の床面積の合計が	240,000円	

					2,000 平方メ ートル を超え、 5,000 平方メ ートル 以内の もの	
				において「モデ ル建物法」と いう。)によ り計算したも のである場合	非住宅 部分の 床面積 の合計 が 5,000 平方メ ートル を超え、 1 万平 方メー トル以 内のも の	310,000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 1 万	370,000円

					平方メ ートル を超え、 25,000 平方メ ートル 以内の もの	
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 25,000 平方メ ートル を超え るもの	430,000円
				非住宅部分が 建築物に係る エネルギーの 使用の合理化 の一層の促進 その他の建築 物の低炭素化 の促進のため に誘導すべき 基準に定める	非住宅 部分の 床面積 の合計 が 300 平方メ ートル 以内の もの 非住宅	230,000円
						370,000円

				基準に係るも のであって、 モデル建物法 以外の方法に より計算した ものである場 合	部分の 床面積 の合計 が 300 平方メ ートル を超え、 2,000 平方メ ートル 以内の もの	
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 2,000 平方メ ートル を超え、 5,000 平方メ ートル 以内の もの	520,000円
					非住宅 部分の	640,000円

					床面積 の合計 が 5,000 平方メ ートル を超え、 1万平 方メー トル以 内のも の	
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が1万 平方メ ートル を超え、 25,000 平方メ ートル 以内の もの	760,000円
					非住宅 部分の 床面積	870,000円

					の合計 が 25,000 平方メ ートル を超え るもの	
--	--	--	--	--	--	--

に改め、同表の41の6の項の(1)のA中「適合証」の次に「又は設計住宅性能評価書の写し」を加え、同項の(1)のAのウ中「9,000円」を「9,300円」に、「81,000円」を「80,000円」に、「128,000円」を「130,000円」に、「162,000円」を「160,000円」に、「203,000円」を「200,000円」に改め、同項中

「			(ウ) 建築物の全部又は一部を住宅以外の用に供する建築物の認定	非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	125,000円
				非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	206,000円
				非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平	314,000円

			方メートル以内のもの	
			非住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの	400,000円
			非住宅部分の床面積の合計が 1 万平方メートルを超え、25,000 平方メートル以内のもの	477,000円
			非住宅部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	553,000円

を

			(ウ) 建築物の全部又は一部を住宅以外の用に	非住宅部分が建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築	非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メ	48,000円
--	--	--	------------------------	--------------------------------------	-----------------------	---------

				途に供物の低炭素化 する建の促進のため 築物のに誘導すべき 認定 基準に定める 基準に係るも のであって、 モデル建物法 により計算し たものである 場合	一トル 以内の もの	
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 300 平方メ ートル を超え、 2,000 平方メ ートル 以内の もの	86,000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 2,000 平方メ ートル を超え、 5,000 平方メ ートル	160,000円

					以内の もの	
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 5,000 平方メ ートル を超え、 1万平 方メー トル以 内のも の	220,000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が1万 平方メ ートル を超え、 25,000 平方メ ートル 以内の	260,000円

					もの	
					非住宅部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	320,000円
				非住宅部分が建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準に定める基準に係るものであって、モデル建物法以外の方法により計算したものである場	非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	120,000円
					非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル	200,000円

				合	を 超え、 2,000 平方メ ートル 以内の もの	
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 2,000 平方メ ートル を 超え、 5,000 平方メ ートル 以内の もの	300,000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 5,000 平方メ ートル	390,000円

					を 超 え、 1 万 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	
					非 住 宅 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 1 万 平 方 メ ー ト ル を 超 え、 25、000 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	460,000円
					非 住 宅 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 25、000 平 方 メ ー ト ル を 超 え	530,000円

					るもの	
--	--	--	--	--	-----	--

に改め、同表の41の9の項中「389の13の項」を「389の16の項」に改め、同項の(1)中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、「書面又は」の次に「同法第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の写し（以下この項において「検査済証の写し」という。）」、「」を加え、「第3条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の写し（以下この項において「検査済証の写し」という。）」を「第25条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し」に改め、同項の(1)のイ中「10,000円」を「9,300円」に、「46,000円」を「45,000円」に、「82,000円」を「80,000円」に改め、同項の(1)のイ中「10,000円」を「9,300円」に、「82,000円」を「80,000円」に、「164,000円」を「160,000円」に、「205,000円」を「200,000円」に改め、同項の(2)のイ中「39,000円」を「38,000円」に、「18,000円」を「17,000円」に改め、同項の(2)のイ中「70,000円」を「69,000円」に、「117,000円」を「110,000円」に、「199,000円」を「200,000円」に、「285,000円」を「280,000円」に、「58,000円」を「57,000円」に、「104,000円」を「100,000円」に、「158,000円」を「160,000円」に改め、同項の(2)のうち「148,000円」を「150,000円」に、「239,000円」を「240,000円」に、「313,000円」を「310,000円」に、「376,000円」を「370,000円」に、「441,000円」を「430,000円」に、「373,000円」を「370,000円」に、「532,000円」を「520,000円」に、「656,000円」を「640,000円」に、「775,000円」を「760,000円」に、「884,000円」を「870,000円」に改め、同項を同表の41の12の項とし、同表の41の8の項中「389の12の項」を「389の15の項」に改め、同項の(1)のアの(ア)中「10,000円」を「9,300円」に、「46,000円」を「45,000円」に、「82,000円」を「80,000円」に改め、同項の(1)のアの(イ)中「10,000円」を「9,300円」に、「82,000円」を「80,000円」に、「164,000円」を「160,000円」に、「205,000円」を「200,000円」に改め、同項の(1)のイの(ア)中「20,000円」を「19,000円」に、

「22,000円」を「21,000円」に改め、同項の(1)のイの(イ)中「68,000円」を「67,000円」に、「121,000円」を「120,000円」に、「182,000円」を「180,000円」に改め、同項の(1)のイの(ウ)中「第8条第1号イ(2)」を「第10条第1号イ(2)」に、「49,000円」を「48,000円」に、「87,000円」を「86,000円」に、「159,000円」を「160,000円」に、「268,000円」を「260,000円」に、「306,000円」を「300,000円」に、「391,000円」を「390,000円」に、「468,000円」を「460,000円」に、「542,000円」を「530,000円」に改め、同項を同表の41の11の項とし、同表の41の7の項中「389の11の項」を「389の14の項」に改め、同項の(1)中「(平成27年法律第53号)」を削り、同項の(1)の(ア)中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同項の(1)の(ア)の(ア)中「10,000円」を「9,300円」に、「46,000円」を「45,000円」に、「82,000円」を「80,000円」に改め、同項の(1)の(ア)の(イ)中「10,000円」を「9,300円」に、「82,000円」を「80,000円」に、「164,000円」を「160,000円」に、「205,000円」を「200,000円」に改め、同項の(1)の(イ)の(ア)中「39,000円」を「38,000円」に改め、同項の(1)の(イ)の(イ)中「70,000円」を「69,000円」に、「117,000円」を「110,000円」に、「199,000円」を「200,000円」に、「285,000円」を「280,000円」に改め、同項の(1)の(イ)の(ウ)中「(平成28年^{経済産業省}_{国土交通省}令第1号)」を削り、「第8条第1号イ(2)」を「第10条第1号イ(2)」に、「第8条第1号イ(1)」を「第10条第1号イ(1)」に、「148,000円」を「150,000円」に、「239,000円」を「240,000円」に、「313,000円」を「310,000円」に、「376,000円」を「370,000円」に、「441,000円」を「430,000円」に、「373,000円」を「370,000円」に、「532,000円」を「520,000円」に、「656,000円」を「640,000円」に、「775,000円」を「760,000円」に、「884,000円」を「870,000円」に改め、同項を同表の41の10の項とし、同表の41の6の項の次に次のように加える。

41の7 条例別表	1) 工場、非住宅部分	1の建築物の非住宅部	37,000円
第1の389の11の項に規定する	危険物が建築物エネルギー消費	分の床面積の合計が300平方メートル以上	

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	又は処理するもの	又は処理するもの	費性能基準等を定める	2,000平方メートル未満のもの	
	の、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの	省令第1条第1項第1号に定める基準に係るものである場合		1の建築物の非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	95,000円
				1の建築物の非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	140,000円
				1の建築物の非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	180,000円
				1の建築物の非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	220,000円
	(以下この項から41の9の項までにおいて「工	非住宅部分		1の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	43,000円
				1の建築物の非住宅部分の床面積の合計が	100,000円

	場等」という。)の用途に供する建築物	号イに定める基準に係るものである場合	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
			1の建築物の非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	150,000円
			1の建築物の非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	190,000円
			1の建築物の非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	230,000円
(2) 工場等以外に供する建築物	非住宅部分の建築物エネルギー消費性能基準等を定める	省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものである場合	1の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	150,000円
			1の建築物の非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	240,000円
			1の建築物の非住宅部分	310,000円

		分の床面積の合計が 5,000平方メートル以 上1万平方メートル未 満のもの	
		1の建築物の非住宅部 分の床面積の合計が1 万平方メートル以上 25,000平方メートル未 満のもの	370,000円
		1の建築物の非住宅部 分の床面積の合計が 25,000平方メートル以 上のもの	430,000円
	非住宅部分 が建築物エ ネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第1条 第1項第1 号イに定め る基準に係 るものであ る場合	1の建築物の非住宅部 分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	370,000円
		1の建築物の非住宅部 分の床面積の合計が 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	520,000円
		1の建築物の非住宅部 分の床面積の合計が 5,000平方メートル以 上1万平方メートル未 満のもの	640,000円

			1 の建築物の非住宅部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	760,000円
			1 の建築物の非住宅部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	870,000円
41の 8 条例別表 第 1 の 389の12 の項に規定する 変更建築物エネ ルギー消費性能 適合性判定手数 料	1) 工場 等の用 途に供 する建 築物	非住宅部分 が建築物エ ネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第 1 条 第 1 項第 1 号ロに定め る基準に係 るものであ る場合	1 の建築物の非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	32,000円
			1 の建築物の非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	87,000円
			1 の建築物の非住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	130,000円
			1 の建築物の非住宅部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 25,000 平方メートル未	170,000円

		満のもの	
		1 の建築物の非住宅部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	210,000 円
	非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める	1 の建築物の非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円
	省令第 1 条第 1 項第 1 号イに定める基準に係るものである場合	1 の建築物の非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	91,000 円
		1 の建築物の非住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	140,000 円
		1 の建築物の非住宅部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	170,000 円
		1 の建築物の非住宅部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以	210,000 円

		上のもの	
(2) 工場 等以外 の用途 に供す る建築 物	非住宅部分 が建築物エ ネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第 1 条 第 1 項第 1 号ロに定め る基準に係 るものであ る場合	1 の建築物の非住宅部 分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満のもの	86,000 円
		1 の建築物の非住宅部 分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル 未満のもの	160,000 円
		1 の建築物の非住宅部 分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以 上 1 万平方メートル未 満のもの	220,000 円
		1 の建築物の非住宅部 分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 25,000 平方メートル未 満のもの	260,000 円
		1 の建築物の非住宅部 分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以 上のもの	320,000 円
	非住宅部分 が建築物エ ネルギー消	1 の建築物の非住宅部 分の床面積の合計が 300 平方メートル以上	200,000 円

		費性能基準等を定める	2,000平方メートル未満のもの	
		省令第1条第1項第1号イに定める基準に係るものである場合	1の建築物の非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	300,000円
			1の建築物の非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	390,000円
			1の建築物の非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	460,000円
			1の建築物の非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	530,000円
41の9 条例別表第1の389の13の項に規定する軽微変更該当証明書交付手数料	1) 工場等の用途に供する建築物	非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める	1の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	32,000円
		省令第1条第1項第1号イに定める基準に係るものである場合	1の建築物の非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	87,000円

	号口に定め る基準に係 るものであ る場合	2,000平方メートル以 上 5,000平方メートル 未満のもの	
		1 の建築物の非住宅部 分の床面積の合計が 5,000平方メートル以 上 1 万平方メートル未 満のもの	130,000円
		1 の建築物の非住宅部 分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 25,000平方メートル未 満のもの	170,000円
		1 の建築物の非住宅部 分の床面積の合計が 25,000平方メートル以 上のもの	210,000円
	非住宅部分 が建築物エ ネルギー消 費性能基準 等を定める	1 の建築物の非住宅部 分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	35,000円
	省令第 1 条 第 1 項第 1 号イに定め る基準に係 るものであ る場合	1 の建築物の非住宅部 分の床面積の合計が 2,000平方メートル以 上 5,000平方メートル 未満のもの	91,000円
	1 の建築物の非住宅部	140,000円	

		分の床面積の合計が 5,000平方メートル以 上1万平方メートル未 満のもの	
		1の建築物の非住宅部 分の床面積の合計が1 万平方メートル以上 25,000平方メートル未 満のもの	170,000円
		1の建築物の非住宅部 分の床面積の合計が 25,000平方メートル以 上のもの	210,000円
(2) 工場 等以外 の用途 に供す る建築 物	非住宅部分 が建築物エ ネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第1条 第1項第1 号ロに定め る基準に係 るものであ る場合	1の建築物の非住宅部 分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	86,000円
		1の建築物の非住宅部 分の床面積の合計が 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	160,000円
		1の建築物の非住宅部 分の床面積の合計が 5,000平方メートル以 上1万平方メートル未 満のもの	220,000円

		1 の建築物の非住宅部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	260,000円
		1 の建築物の非住宅部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	320,000円
	非住宅部分 が建築物エ ネルギー消 費性能基準 等を定める	1 の建築物の非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	200,000円
	省令第 1 条 第 1 項第 1 号イに定め る基準に係 るものであ る場合	1 の建築物の非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	300,000円
		1 の建築物の非住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	390,000円
		1 の建築物の非住宅部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 25,000 平方メートル未	460,000円

		満のもの	
		1 の建築物の非住宅部 分の床面積の合計が 25,000平方メートル以 上のもの	530,000円

別表第 1 の備考の 12 中「41 の 7 の項の(2)」を「41 の 10 の項の(2)」に改め、同表の備考の 13 中「41 の 8 の項の(2)」を「41 の 11 の項の(2)」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 41 の 3 の項の改正規定（同項の(1)のイ中「41 の 7 の項及び 41 の 9 の項」を「41 の 10 の項及び 41 の 12 の項」に改める部分及び同項の(1)のイ中「、41 の 7 の項及び 41 の 8 の項」を「から 41 の 6 の項まで、41 の 10 の項及び 41 の 11 の項」に改める部分を除く。）及び同表の 41 の 4 の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現になされている申請に係る手数料の額については、この規則による改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(財 政 課)